

令和4年6月版

**県内にはない分野を持つ大学・専門学校に通って、  
自分の可能性を広げよう！**

**鉄道を上手に利用して  
県外での学生生活を楽しもう！**

山梨県県民生活部交通政策課

<https://www.pref.yamanashi.jp/kotsu-seisaku/>

TEL:055-223-1665



# こんなに **おトク** な自宅からの通学

## ●一人暮らしの場合

住居費、食費、通信費など、1年間で約150万円

## ●自宅から通学する場合

自宅から通学すると1年間で生活費として約40万円

通学定期代は、1年間で約20万円（甲府市から八王子までの定期×10ヶ月）

合計で約60万円

⇒県内から通学すると、諸費用を勘案しても、  
年間約100万円近くおトクに！



一人暮らしより  
おトクなんだから

※独立行政法人日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査」等を参考に試算



# 電車通学者・支援制度利用者の声

通学のメリット(経済的負担、家族との生活、時間の活用)がもっと広まれば通学者も増えると思います。

都内の満員電車と比べると山梨県からは座って通学出来るので良いと思います。

支援制度のおかげでアルバイト日数を減らし、研究時間に充てることができました。

山梨県から通学していれば日常的に就職に役立つ県内企業の情報が入手できます。

## 電車通学にした理由のトップ3

1. 経済的な負担が減る
2. 家族の希望
3. 家族と過ごすことが出来る

## 電車内での過ごし方のトップ3

1. 情報収集  
(スマートフォン等利用)
2. 睡眠
3. 勉強

**“電車通学” 検討してみてもいいかがですか？**

# ～通学定期券料金の例①(甲府駅から東京方面)～

区 間	期 間	定期券料金		1ヶ月あたりの料金	
		通 勤	通学 (大学)	通 勤	通学 (大学)
甲 府 ～ 八王子	1ヶ月	41,490	21,000		
	3ヶ月	118,300	59,880	39,440	19,960
	6ヶ月	218,580	113,440	36,430	18,910
甲 府 ～ 新 宿	1ヶ月	60,050	32,240		
	3ヶ月	171,130	91,930	57,050	30,650
	6ヶ月	304,120	174,180	50,690	29,030

特急「あずさ」・「かいじ」は、追加で特急券を購入すれば利用できます。通学定期券のみで乗車することはできません。

※JR東日本ホームページより山梨県調べ(運賃改定により変更となる場合があります。)

# ～通学定期券料金の例②(富士山駅から東京方面)～

区 間	期 間	定期券料金		1ヶ月あたりの料金	
		通 勤	通学（大学）	通 勤	通学（大学）
富士山 ～ 八王子	1ヶ月	61,920	35,420		
	3ヶ月	176,460	100,960	58,820	33,660
	6ヶ月	329,310	191,270	54,890	31,880
富士山 ～ 新宿	1ヶ月	77,490	44,110		
	3ヶ月	220,880	125,740	73,630	41,920
	6ヶ月	411,670	238,260	68,620	39,710

特急「あずさ」・「かいじ」は、追加で特急券を購入すれば利用できます。通学定期券のみで乗車することはできません。

※JR東日本・富士急行ホームページより山梨県調べ(運賃改定により変更となる場合があります。)

# 山梨県交通政策課 からのお知らせ (令和4年度版)

今なら  
”鉄道通学”  
支援しています！



## 笛吹市

### ◆対象者

市内居住者で、市内から県外の大学などへ鉄道で定期券を利用して通学する方

### ◆補助率(額)

住所地の最寄り駅が発着となっている通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

### ◆補助期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで  
※在学する大学等が定める修業年限以内

### ◆問い合わせ先

笛吹市 企画課 055-261-2032

<https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/kikaku/kurashi/doro/enkyoritsugaku.html>

## 甲府市

### ◆対象者

本市居住者で学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学等(県外)に定期券を利用して通学される方であって、メールマガジン(ユースバンクやまなし)に登録し、アンケート調査に回答いただける方等

### ◆補助率(額)

月額上限1万円(定期券購入費の2分の1の額と上限額とを比較し、いずれか低い額)

※千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨て

### ◆補助期間

大学等に在籍している期間(大学院等が定める修業年限を超えないこと)

### ◆問い合わせ先

甲府市 交通政策課 055-237-5109

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/chiikisinko/enkyori/taukinhajyoseido.html>

## 甲斐市

### ◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、市内から県外の大学等へ、鉄道で定期券を利用して通学を始めた方(回数券やバス定期券は対象外)

### ◆補助率(額)

竜王駅または塩崎駅が乗車駅になっている通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

### ◆補助期間

令和7年3月31日まで

※詳細は問い合わせください

### ◆問い合わせ先

甲斐市 経営戦略課 055-278-1678

[https://www.city.kai.yamanashi.jp/kurashi\\_tetsudoku/kotsu/3855.html](https://www.city.kai.yamanashi.jp/kurashi_tetsudoku/kotsu/3855.html)

## 甲州市

### ◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、市内から県外の大学等へ、鉄道で通学定期券を利用して通学する方

### ◆補助率(額)

通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

### ◆補助期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※大学等が定める修業年限が到来したときは終了

### ◆問い合わせ先

甲州市 政策秘書課 0553-32-5037

<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2022032800012/>

## 韮崎市

### ◆対象者

市内居住者で、平成30年4月1日以降に、最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学を始めた方

※「ユースバンクやまなし」への登録とアンケートの回答が必要

### ◆補助率(額)

通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

### ◆補助期間

平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

※在学する大学等が定める修業年限以内

### ◆問い合わせ先

韮崎市 総合政策課 0551-22-1111

[https://www.city.nirasaki.lg.jp/kosodate\\_kyoiku/3/3389.html](https://www.city.nirasaki.lg.jp/kosodate_kyoiku/3/3389.html)

## 北杜市

### ◆対象者

市内居住者で、住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学する方

### ◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

### ◆補助期間

令和7年3月31日まで

（令和4年度に限り、令和4年4月1日まで遡及します。）

※在学する大学等が定める修業年限以内

### ◆問い合わせ先

北杜市 企画部企画課 0551-42-1321

<http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/6043.html>

## 西桂町

### ◆対象者

町内居住者で、住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学する方

### ◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

### ◆補助期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※大学等が定める修業年限が到来したときは終了

### ◆問い合わせ先

西桂町 総務課 0555-25-2121

[http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=11338](http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=11338)

## 富士吉田市

### ◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ、鉄道で通学定期券を利用して通学を始めた方

### ◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

### ◆補助期間

平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

※大学等が定める修業年限以内

### ◆問い合わせ先

富士吉田市 地域振興・移住定住課

0555-22-1111

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/Info/2956>

## 都留市

### ◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降自宅を起点として大学等の最寄駅まで片道75km以上の距離を、定期乗車券を利用して学校教育法に定める山梨県外の大学等へ通学する学生

### ◆補助率（額）

・月1万円を上限

・富士急行線を利用をする場合は月5千円まで加算

### ◆補助期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◆問い合わせ先

都留市 企画課 政策推進担当 0554-43-1111

[https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/kikaku/seisaku\\_t/10846.html](https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/kikaku/seisaku_t/10846.html)

## 昭和町

### ◆対象者

町内居住者で、令和2年4月1日以降、町内から県外の大学等へ、鉄道で通学定期券を利用して通学する方

### ◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

### ◆補助期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

※大学等が定める修業年限以内

### ◆問い合わせ先

昭和町 企画財政課 055-275-8154

<https://www.town.showa.yamanashi.jp/soshiki/4/1825.html>

## 中央市

### ◆対象者

市に居住し、県内の駅から県外の大学等（大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・予備校）に、通学定期券を購入し鉄道で通学している方

### ◆補助率（額）

1月あたり2万円を基準額とし、購入した通学定期券の月数を乗じた額と購入金額のいずれか少ない額

### ◆補助期間

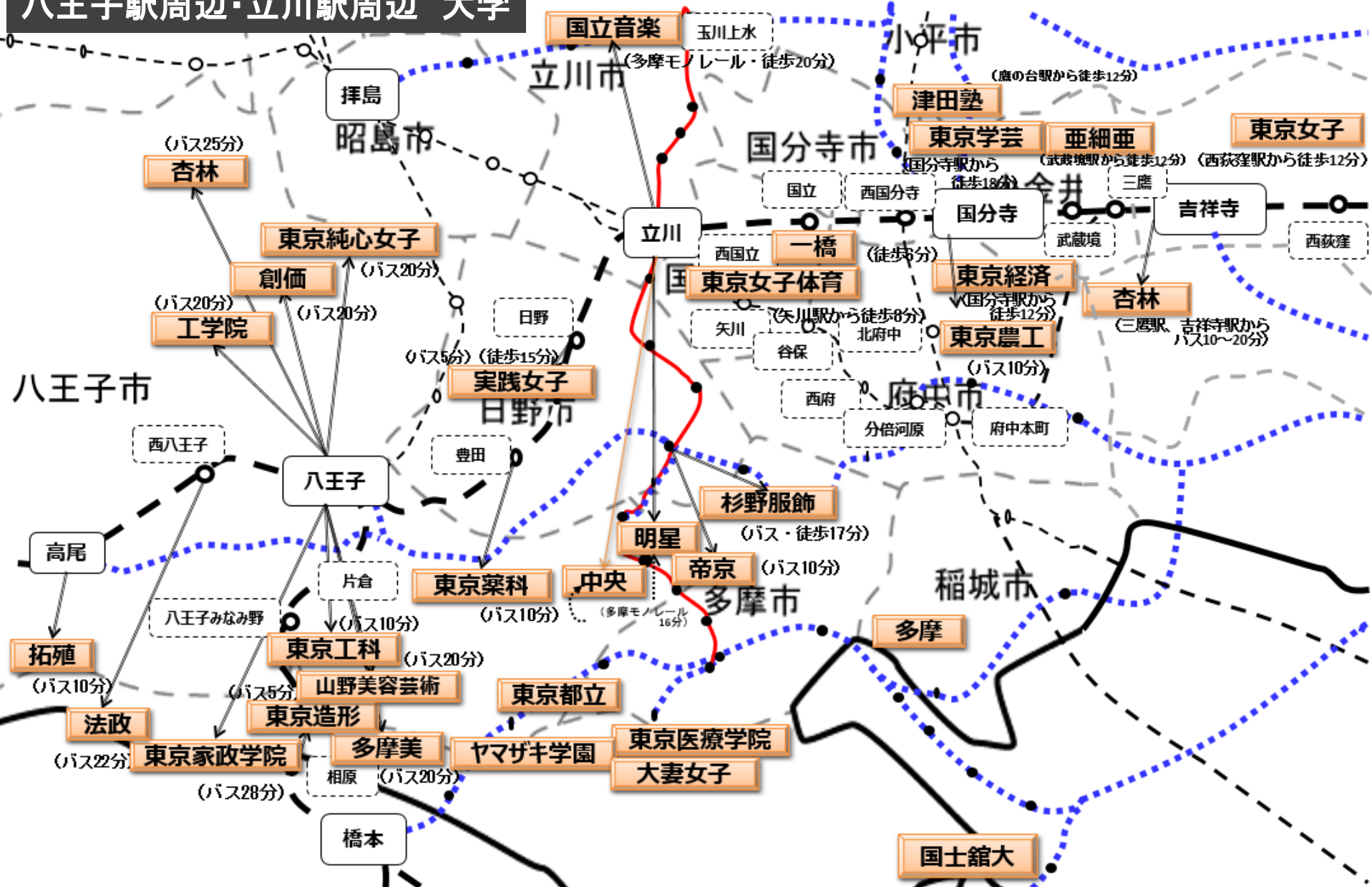
令和4年10月1日から令和7年3月31日まで

### ◆問い合わせ先

中央市 政策秘書課 055-274-8512

<https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/seisaku/siseisenryaku/osirase/10813.html>

# 八王子駅周辺・立川駅周辺 大学



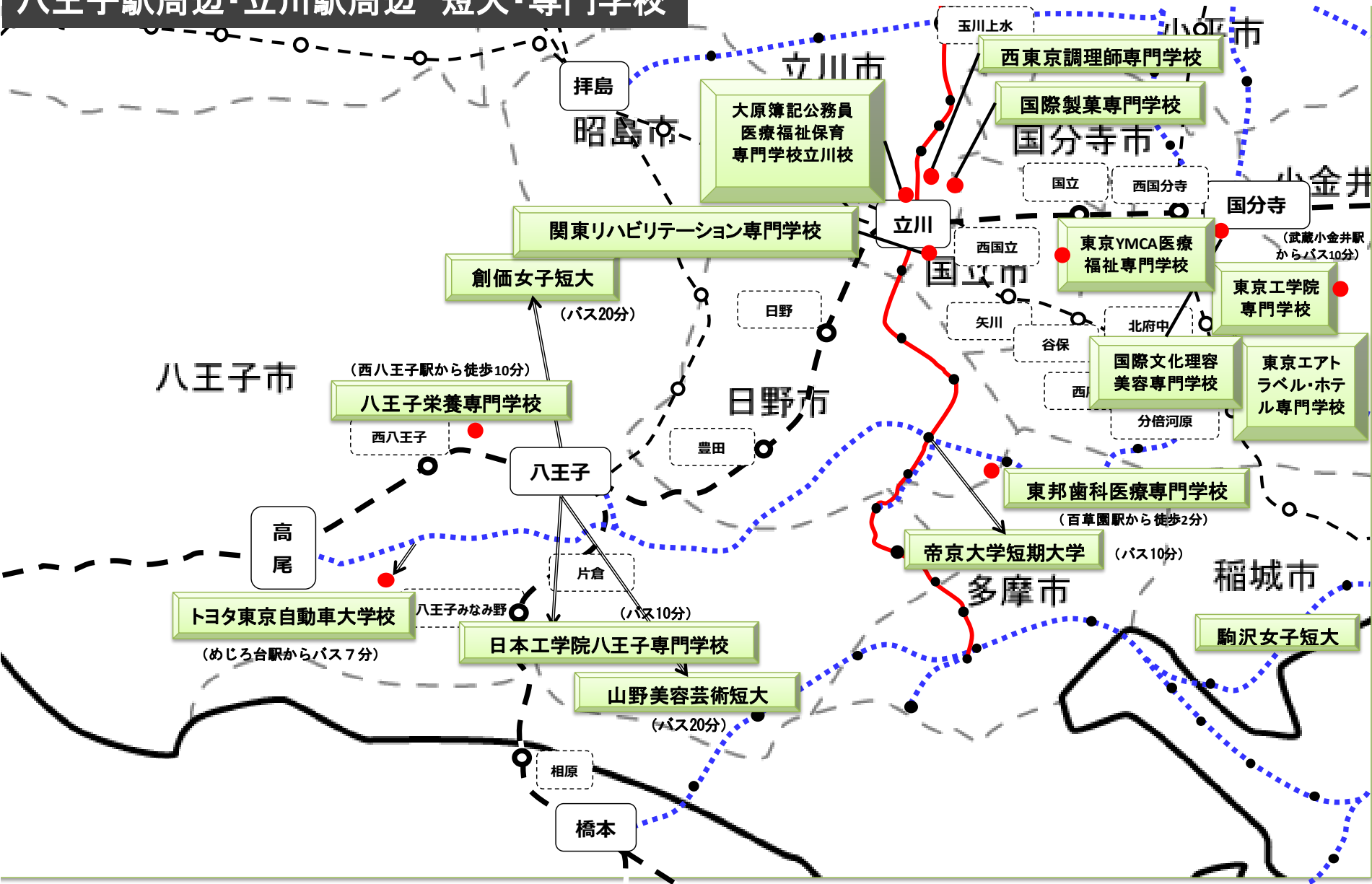
◎JR甲府駅 — JR八王子駅 普通電車で約1時間30分  
 ◎JR甲府駅 — JR立川駅 普通電車で約1時間45分

◎JR大月駅 — JR八王子駅 普通電車で約45分  
 ◎JR大月駅 — JR立川駅 普通電車で約1時間

( )内はJR最寄り駅からの交通手段と移動時間の目安



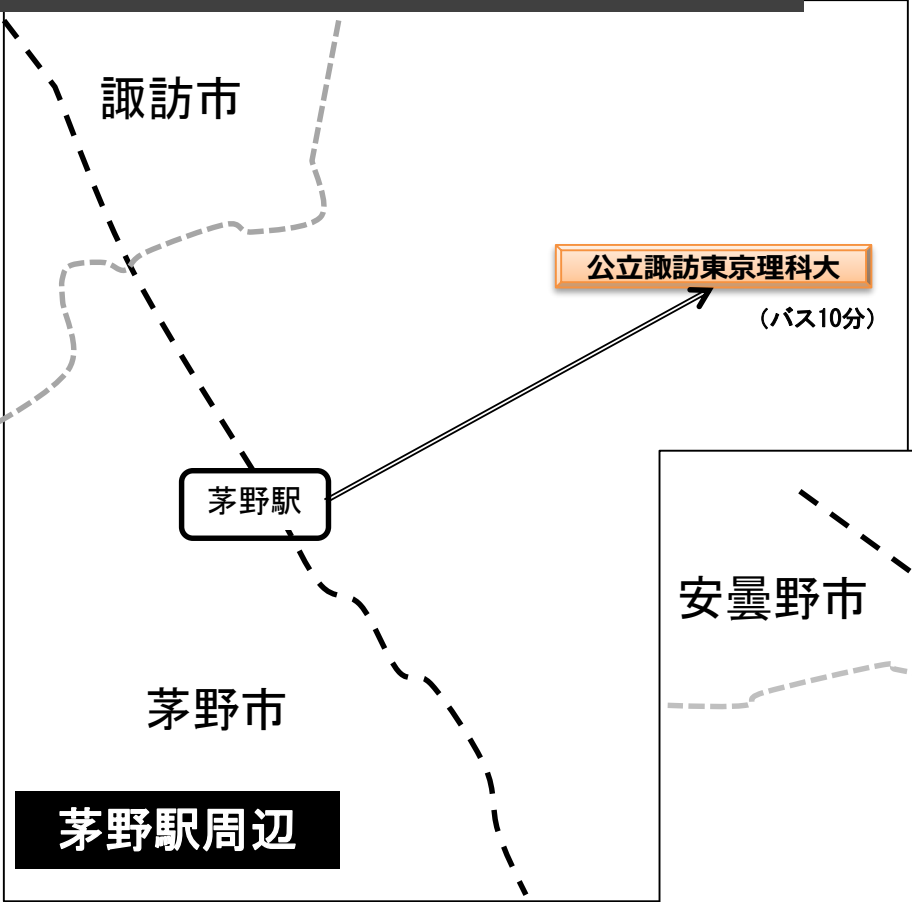
# 八王子駅周辺・立川駅周辺 短大・専門学校



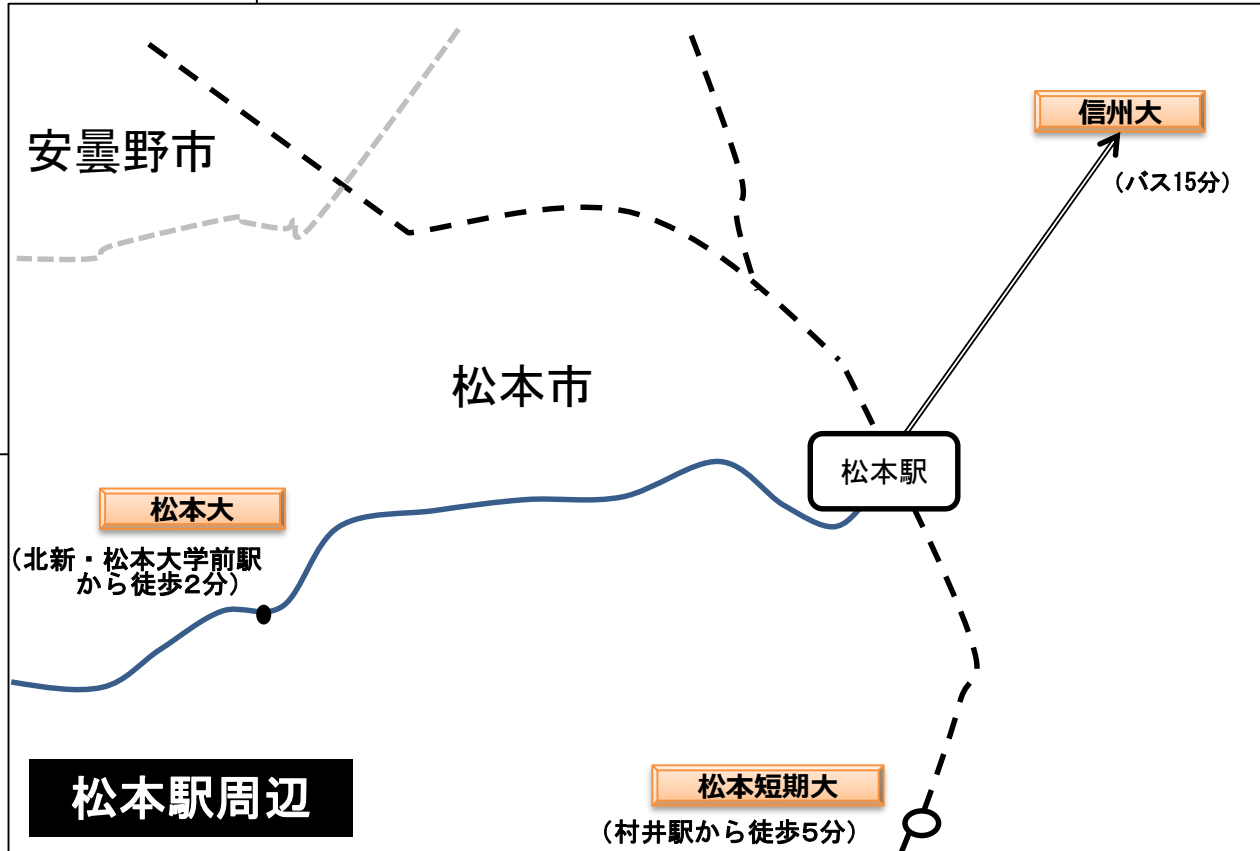
◎JR甲府駅 - JR八王子駅 普通電車で約1時間30分  
 ◎JR甲府駅 - JR立川駅 普通電車で約1時間45分

◎JR大月駅 - JR八王子駅 普通電車で約45分  
 ◎JR大月駅 - JR立川駅 普通電車で約1時間  
 ( )内はJR最寄り駅からの交通手段と移動時間の目安

茅野駅周辺・松本駅周辺 大学・短大



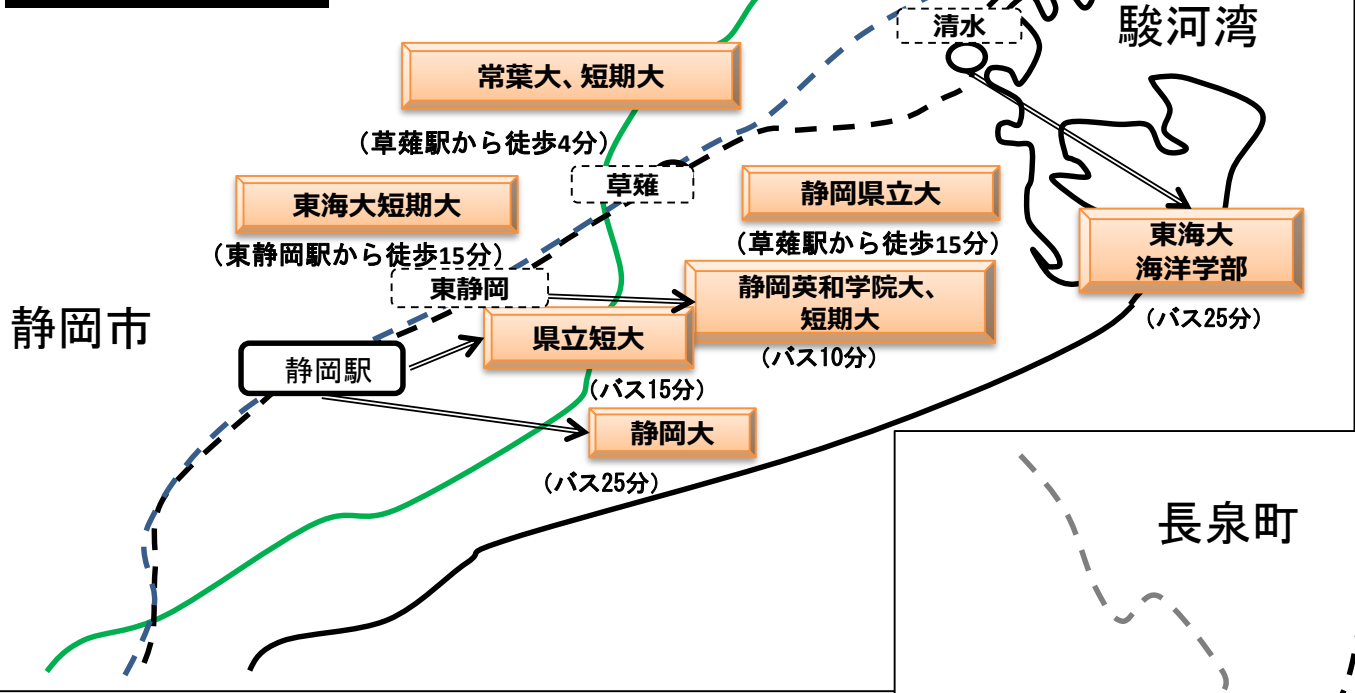
◎JR甲府駅 — JR茅野駅 普通電車で約1時間  
 ◎JR甲府駅 — JR松本駅 普通電車で約1時間50分



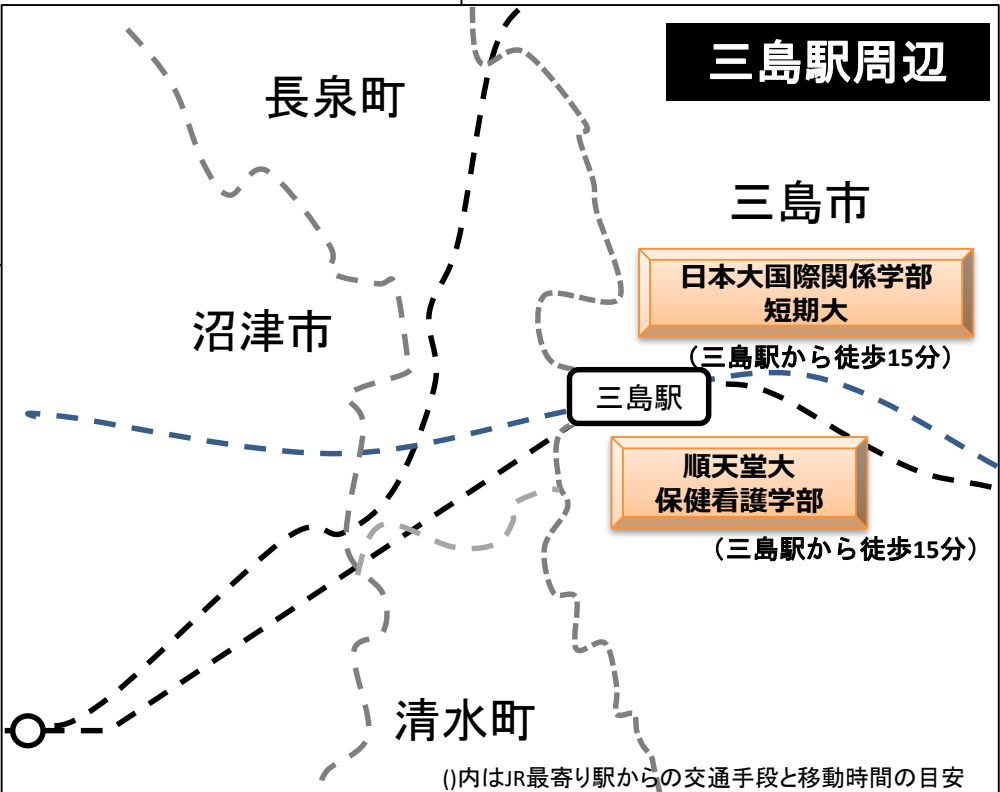
( )内はJR最寄り駅からの交通手段と移動時間の目安

# 静岡駅周辺・三島駅周辺 大学・短大

## 静岡駅周辺



## 三島駅周辺



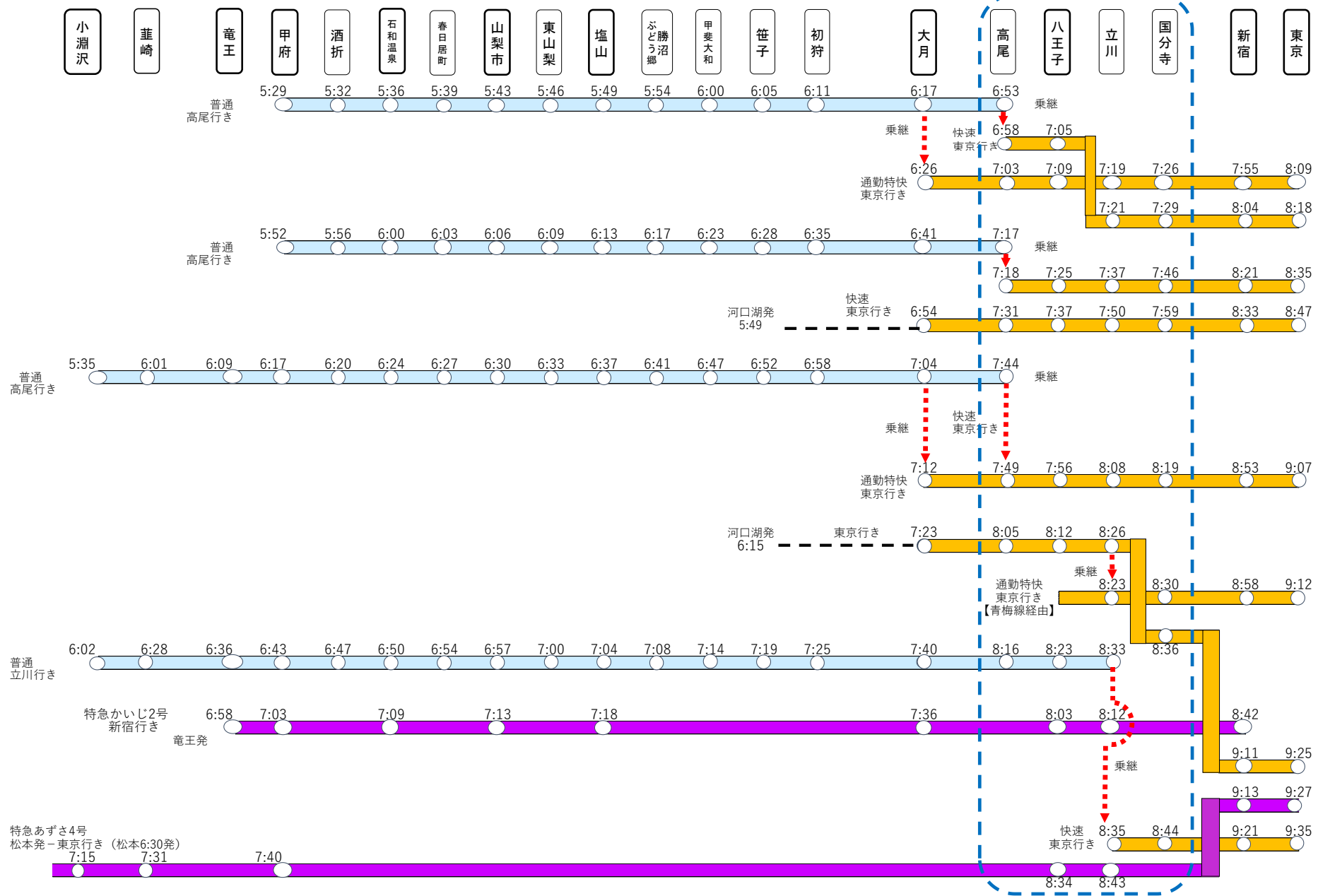
◎身延駅 — 静岡駅 普通電車で約2時間  
 ◎身延駅 — 三島駅 普通電車で約1時間45分

# 東京方面行き

※発時間を記載。終着駅のみ着時間を記載。

## 早朝時間帯の甲府駅発東京方面行き【R4.3.12現在】

## 西東京エリア

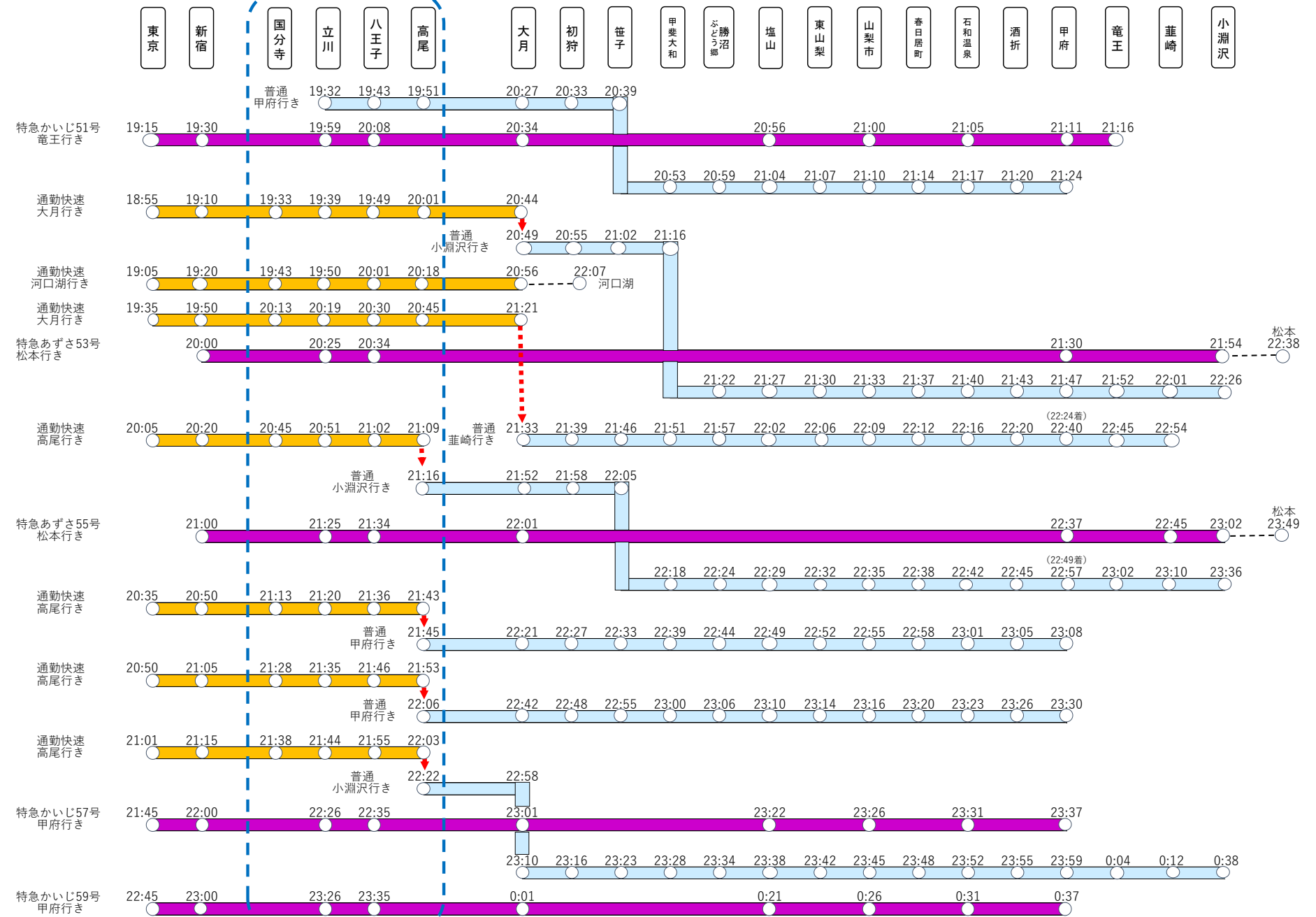




# 東京方面帰り

## 西東京エリア

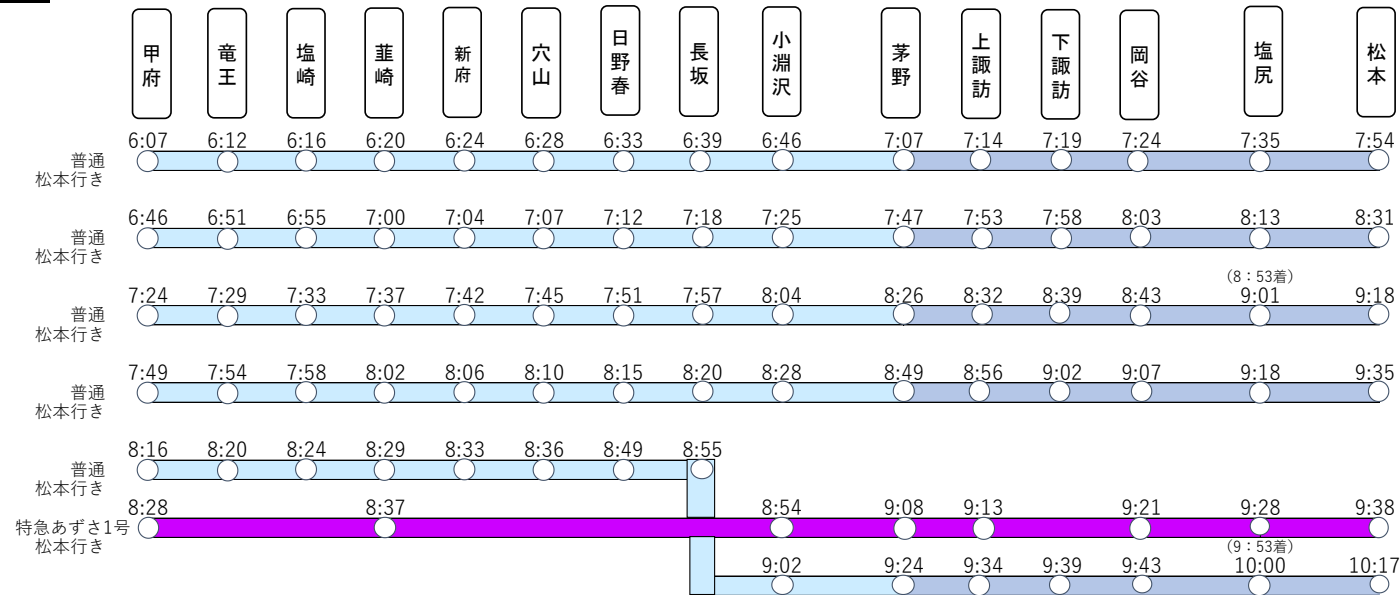
## 最終列車時間帯の東京方面発甲府行き【R4.3.12現在】



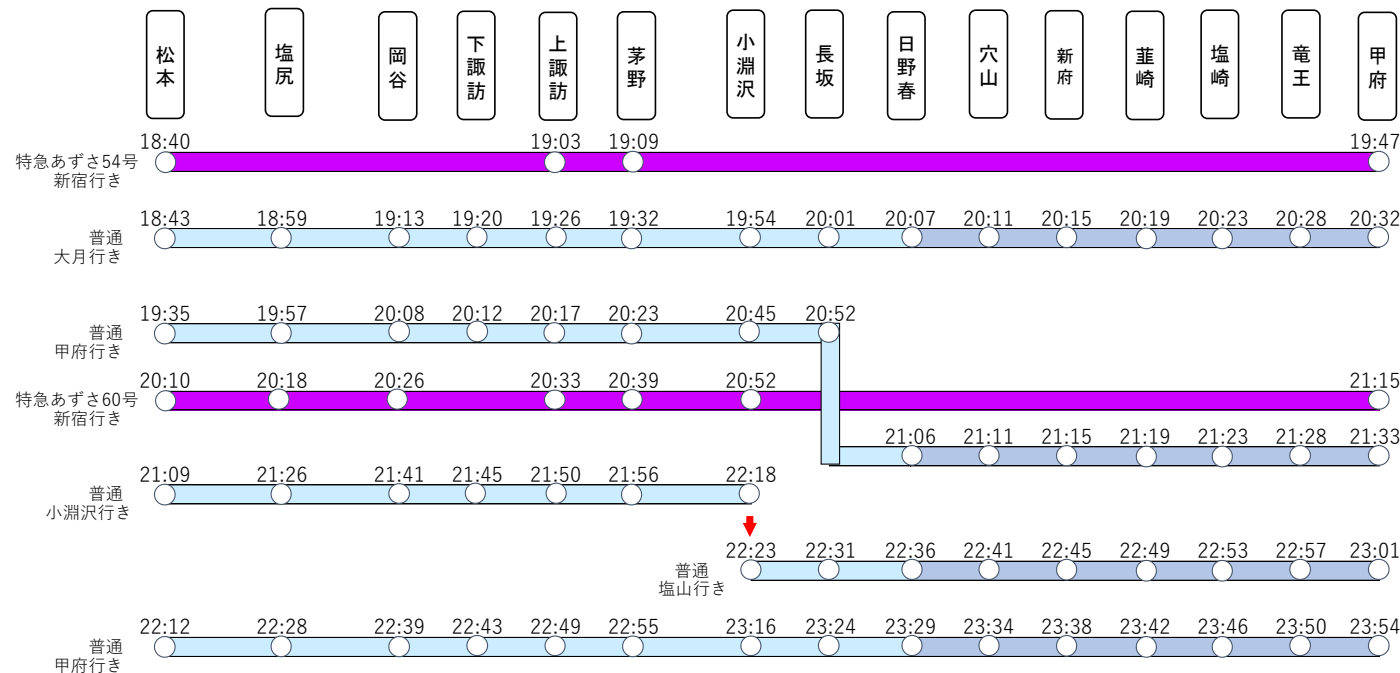
※発時間を記載。終着駅のみ着時間を記載。

## 早朝時間帯の甲府駅発松本方面行き【R4.3.12現在】

※発時間を記載。終着駅のみ着時間を記載。



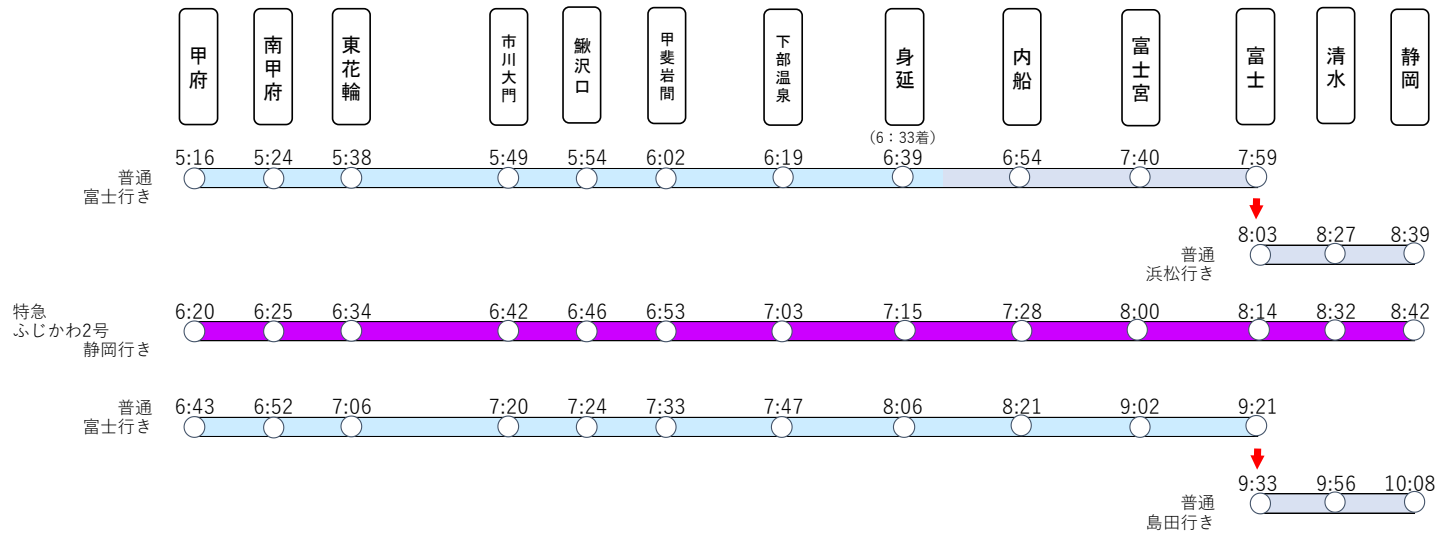
## 最終列車時間帯の松本方面発甲府行き【R4.3.12現在】



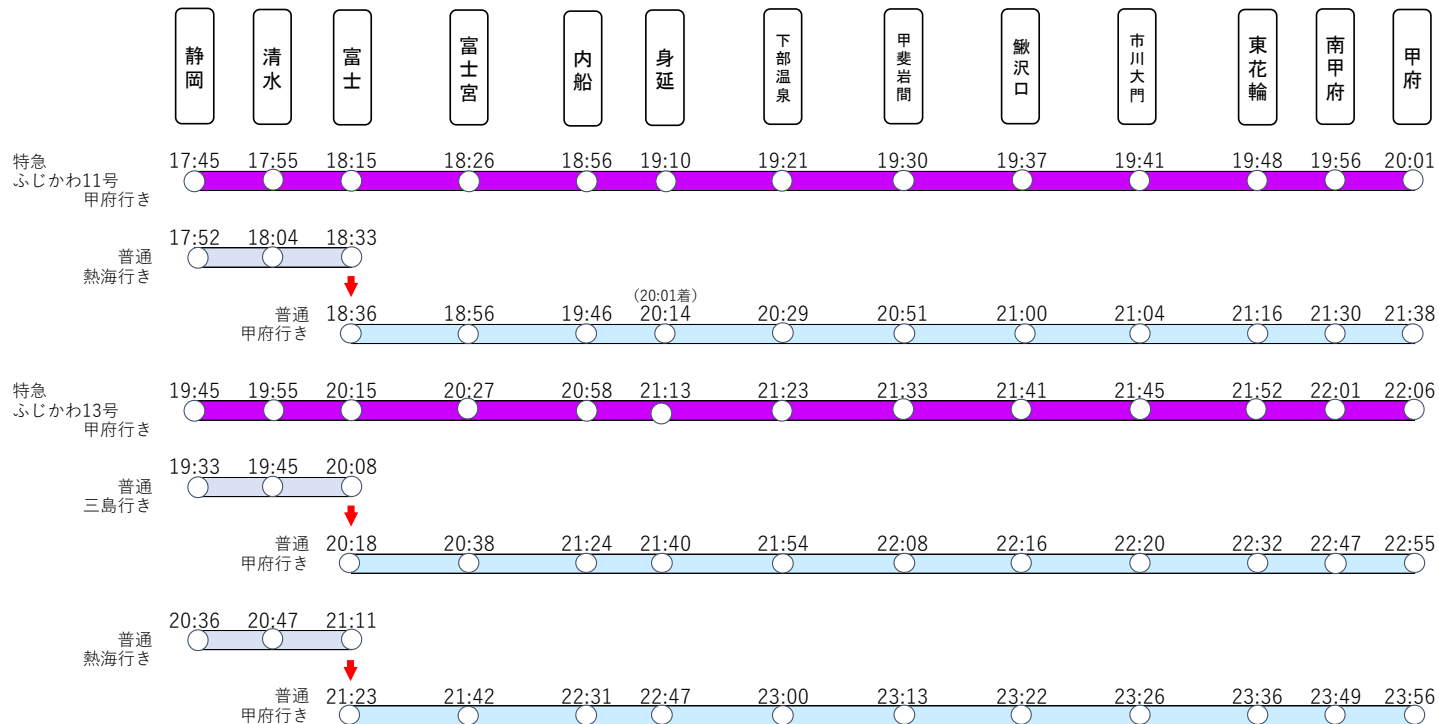
# 静岡方面

## 早朝時間帯の甲府駅発静岡方面行き【R4.3.12現在】

※発時間を記載。終着駅のみ着時間を記載。



## 最終列車時間帯の静岡方面発甲府行き【R4.3.12現在】



# 山梨県のこれまでの取り組み

平成20年2月、中央線沿線の自治体や関係団体と連携して「中央東線高速化促進広域期成同盟会」を設立し、毎年JR東日本や国に対する要望活動や普及・啓発活動を実施しています。

## 主な要望内容

### 【運行に関すること】

- 早朝、深夜の特急列車の新設
- 東京駅始発終着の特急列車の更なる増発
- 身延線など他の路線との接続を改善
- 普通列車の増発
- 通勤通学用快速列車の甲府までの延伸

### 【サービスに関すること】

- 携帯電話不通区間解消の早急な対応
- 無料Wi-Fi接続サービスの導入
- Suica対応自動改札機の全駅設置、みどりの窓口の営業時間延長
- 通勤・通学利用を促進する割引特急料金制度の導入
- 駅や車内の多言語での表記などの充実
- 豪華列車の中央線を活用した周遊運行ルートの充実

こうした活動の結果、甲府～東京間における携帯電話不感対策、Suicaエリアの拡大、東京駅終着の特急列車の増発、クルーズトレイン（TRAIN SUITE 四季島）の県内運行、新型特急車両（E353系）の導入といった成果もありますが、残念ながら電車の増便などの【運行に関すること】は、「利用者が少ないこと」を主な理由に、今まで実現していません。

県としては今後も、中央線の高速化・利便性向上の実現に向けた取り組みを積極的に推進していきますので、皆様にも要望実現のために鉄道の積極的な利用をお願いいたします。

特に、首都圏への通勤・通学者の増加は、中央線の利用者の増加に直結するものですので、このリーフレットを活用して、首都圏へ通学することも御検討ください。

発行 山梨県県民生活部交通政策課

〒400-8501山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1665 FAX：055-223-1335

<http://www.pref.yamanashi.jp/kotsu-seisaku>

発行日 令和4年6月